

(老人福祉法施行規則の一部改正)

第十八条 老人福祉法施行規則(昭和三十八年厚生省令第二十八号)の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>五・六(略)</p> <p>(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出) 第二条 法第十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一〜三 (略) 四 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項 イ〜ハ (略) ニ 基準第二十七条第一項(基準第四十二条において準用する場合を含む。)に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(基準第二十七条第六項(基準第四十二条において準用する場合を含む。))に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)</p>	<p>2 (略)</p> <p>五・六(略)</p> <p>(養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置の届出) 第二条 法第十五条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一〜三 (略) 四 特別養護老人ホームを設置しようとする者にあつては、次に掲げる事項 イ〜ハ (略) ニ 基準第二十七条第一項(基準第四十二条又は第五十三条において準用する場合を含む。)に規定する協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容(基準第二十七条第二項(基準第四十二条又は第五十三条において準用する場合を含む。))に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)</p>